

情報通信機器を用いた診療について

情報通信機器を用いた 初診における薬の処方に関するお知らせ

情報通信機器を用いた初診においては、オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成30年3月（令和5年3月一部改訂））に基づき、以下の処方はできませんので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

・麻薬及び向精神薬の処方

・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤）

の処方

・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する8日分以上の処方

また、重篤な副作用が発現するおそれのある医薬品の処方は特に慎重に行うとともに、処方後の患者の服薬状況の把握等、そのリスク管理に最大限努めます。また、診療時に、現在服薬している医薬品を確認させていただく場合は、患者様は医師に対し、正確な申告を行うようにお願いします。